

品川区休日歯科診療事業実施要綱

制定 昭和54年4月1日 区長決定

改正 平成6年3月31日 要綱第24号

改正 平成31年3月29日 要綱第88号

改正 令和 2年4月 1日 要綱第44号

(目 的)

第1条 この要綱は、地区歯科医師会の協力を得て、休日における歯科急病患者に対する診療事業（以下「休日歯科診療事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、休日における区民の歯科治療を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「休日」とは次の各号に掲げる日をいう。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および休日

(3) 12月29日から同月31日までおよび1月1日から同月4日まで（以下「年末年始」という。）

(休日歯科診療施設)

第3条 外来患者の応急治療を行うため休日歯科診療施設を地区歯科医師会ごとに1施設設置する。

2 休日歯科診療施設は、地区歯科医師会との委託契約に基づき指定される医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。

(診療時間)

第4条 診療時間は、午前9時から午後5時までとする。

(診療態勢)

第5条 原則として、歯科医師1人を含む3人を配置し、これを1医療単位とする。

(診療費等)

第6条 診療報酬は、当該指定医療機関の収入とする。

2 休日歯科診療を受ける者は、健康保険等を利用する場合には、被保険者証等を当該指定医療機関に提出しなければならない。

(歯科医師会への委託)

第7条 休日歯科診療事業は、別に締結する契約により地区医師会に委託する。

(委託料の算定基準)

第8条 委託料の算定基準は、1休日1医療単位とする。

2 年末年始およびゴールデンウィーク（5月3日から5日までをいう。）における委託料は、特別加算をする。

(広 報)

第9条 区は、地区歯科医師会と連携のうえ、指定医療機関名等について周知を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、休日歯科診療事業の実施については、地区歯科医師会と協議のうえ、地域に適した方法により指定医療機関で行うものとする。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。